

三重県住宅用火災警報器普及協力事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安全・安心な県民生活の実現を確保するために必要な住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図ることを目的として、その普及に協力する事業所等の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅用火災警報器 消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2に規定する住宅用防災機器のことをいう。
- (2) 事業所等 住宅用火災警報器を取り扱う事業所及び店舗等のことをいう。
- (3) 協力事業所 知事が住宅用火災警報器の普及に協力する事業所等として認めた事業所等のことをいう。
- (4) 協力区分 協力事業所が行う「販売」、「リース」、「訪問取付」、「共同購入」の可否を明確にした区分のことをいう。

(所管)

第3条 この事業の所管は、三重県防災対策部消防・保安課とする。

(協力事業所の登録)

第4条 協力事業所に登録しようとする事業所等は、次条に規定する登録要件に適合していることを確認し、「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録申込書」（第1号様式）により知事に申し込むものとする。

(登録要件)

第5条 知事は、前条に基づき申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる要件に全て適合していると認めるときは、協力事業所として登録を行うものとする。

- (1) 三重県内の事業所等であること。
- (2) 三重県が第8条の規定に基づき協力事業所を公表すること、並びに各種広報媒体の活用により県民に提供することについて承諾していること。
- (3) 三重県が公表する事項を三重県内消防本部（以下「県内消防本部」という。）が各種広報媒体の活用により県民に提供することについて承諾していること。
- (4) 県民からの問い合わせ等に誠実に対応すること。
- (5) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条第2号に規定する

暴力団員、又は同条例第8条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しないこと。

(登録決定通知書の交付)

第6条 知事は、前条に基づき登録を承認したときは、協力事業所に対し「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録決定通知書」(第2号様式)を交付するものとする。

(協力事業所が協力する事項)

第7条 協力事業所は、協力区分の事項のほか、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の普及促進のために、次の各号に掲げる事項のうち実施可能な事項について協力するものとする。

- (1) 三重県等が作成し、又は提供するリーフレット等の備付
- (2) 三重県等が作成し、又は提供するポスター等の掲出
- (3) 店内放送
- (4) 映像放映
- (5) 折り込みチラシ等へのメッセージの掲載
- (6) その他、協力事業所が独自に実施するもの

(協力事業所の公表)

第8条 知事は、協力事業所として次の各号に掲げる事項をホームページ等により広く県民に公表するものとする。

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) FAX番号
- (5) 協力区分
- (6) その他必要な事項

2 県内消防本部は、前項により公表している事項を自らの消防本部において実施する啓発活動等に活用することができるものとする。

(登録内容の変更)

第9条 協力事業所は、登録内容を変更するときは、「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録内容変更届」(第3号様式)により、知事に届け出るものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項による届出について準用する。

(登録の廃止)

第10条 協力事業所は、登録を廃止するときは、「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録廃止届」(第4号様式)により、知事に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第 11 条 知事は、協力事業所が偽りその他不正な手段により登録されたとき、又は次の各号に掲げるいずれかに該当するなど、協力事業所としての登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 5 条に規定する登録要件を満たさなくなったとき
- (2) 営業している実態を明らかに確認できなくなったとき
- (3) 協力事業所として継続することが適当でないと知事が認めたとき

2 知事は、前項により協力事業所としての登録を取り消したときは、「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録取消通知書」(第 5 号様式)により通知するものとする。ただし、通知することが適当でないと知事が認めるときはこの限りでない。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 15 日から施行する。

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録申込書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

三重県住宅用火災警報器普及協力事業実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申込みします。申込みに際しては、同第5条の登録要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

フリガナ			
事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			
電子メールアドレス			
協力区分	販売	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	リース	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	訪問取付	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	共同購入	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
事業所において、実施可能な啓発活動を選択してください。 ※実施可能なものに○をつけてください。	<input type="checkbox"/>	リーフレット等の備付	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	ポスター等の掲出	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	庁内放送	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	映像放映	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	折り込みチラシ等へのメッセージの掲載	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	事業所が独自に実施するもの（内容を記載してください）	
備考			

- 1 太枠内の項目を公表します。ただし、備考欄の記載事項は、公表することが適当であると認める内容を公表します。
- 2 協力区分の対応に応じた特典等がある場合は、備考欄に記載してください。
 なお、景品表示法等関連法令の遵守をお願いします。

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録決定通知書

防災第 - 号
年 月 日

（協力事業所） 様

三重県知事

貴事業所を三重県住宅用火災警報器普及協力事業所として登録したので、下記のとおり通知します。

記

登録番号	第 号
事業所名	
所在地	
協力区分	
登録日	年 月 日
備考	

- 1 登録内容に変更が生じたときは、三重県住宅用火災警報器普及協力事業実施要領第9条の規定に基づき、「三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録内容変更届」（第3号様式）により届け出ること。

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録内容変更届

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

登録内容を変更したいので、三重県住宅用火災警報器普及協力事業実施要領第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

なお、同第5条の登録要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

登 録 番 号	第 号		
フリガナ			
事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			
電子メールアドレス			
協 力 区 分	販 売	<input type="checkbox"/> 可	・ <input type="checkbox"/> 否
	リ ー ス	<input type="checkbox"/> 可	・ <input type="checkbox"/> 否
	訪 問 取 付	<input type="checkbox"/> 可	・ <input type="checkbox"/> 否
	共 同 購 入	<input type="checkbox"/> 可	・ <input type="checkbox"/> 否
事業所において、実施可能な啓発活動を選択してください。 <u>※実施可能なものに○をつけてください。</u>	<input type="checkbox"/>	リーフレット等の備付	<input type="checkbox"/> ポスター等の掲出
	<input type="checkbox"/>	庁内放送	<input type="checkbox"/> 映像放映
	<input type="checkbox"/>	折り込みチラシ等へのメッセージの掲載	
	<input type="checkbox"/>	事業所が独自に実施するもの（内容を記載してください）	
備 考			

- 1 全ての項目について、変更後の内容を記載してください。
- 2 太枠内の項目を公表します。ただし、備考欄の記載事項は、公表することが適切であると認める内容を公表します。
- 3 協力区分の対応に応じた特典等がある場合は、備考欄に記載してください。
なお、景品表示法等関連法令の遵守をお願いします。

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録廃止届

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

協力事業所としての登録を廃止したいので、三重県住宅用火災警報器普及協力事業実施要領第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
フ リ ガ ナ	
事 業 所 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
備 考	

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所登録取消通知書

防災第 - 号

年 月 日

（協力事業所） 様

三重県知事

貴事業所の三重県住宅用火災警報器普及協力事業所としての登録を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

事業所名	
所在地	
登録取消日	年 月 日
備考	